

## 死亡届を出された方へ

この度のご逝去に際し、心よりお悔やみ申し上げます。

死亡届を提出されると、火葬許可証が発行されます。すでにご遺体が火葬されていれば、死亡届出は終了しています。今後は、下記のような手続きがありますので、開庁時間内に手続きしてください。

【下記に該当する人は担当課で手続きが必要です】（裏面もご覧ください。）

チェック	手続きが必要な場合	手続き	必要なもの	担当課
<input type="checkbox"/>	3人以上世帯の世帯主が亡くなった ※1~2人の世帯の場合は手続不要	世帯主変更の手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人確認書類（運転免許証等）</li> <li>印鑑</li> </ul>	住民生活課 【庁舎1階東①】
<input type="checkbox"/>	印鑑登録証（カード）を持っていた	印鑑登録証（カード）を返還してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑登録証（カード）</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	住民基本台帳カードを持っていた	住民基本台帳カードを返還してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民基本台帳カード</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	葬祭費の支給申請手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>葬儀代の領収書</li> <li>申請者名義の通帳と印鑑</li> </ul>	保険年金課 【庁舎1階東③】
	世帯主だった	世帯主の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>加入者全員の被保険者証</li> </ul>	
	世帯主以外	被保険者証の返還	<ul style="list-style-type: none"> <li>亡くなった人の被保険者証</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療に加入していた	ご葬儀を行った人が葬祭費の支給申請手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>葬儀代の領収書（申請者の氏名が記載されたもの。氏のみは不可。）</li> <li>亡くなった人の被保険者証</li> <li>申請者名義の通帳と印鑑</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	国民年金に加入していた	死亡一時金の請求、寡婦年金の請求、遺族基礎年金の請求手続きを行ってください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>亡くなった人の年金手帳</li> <li>亡くなった人の住民票の除票（本籍続柄入）</li> <li>請求者の世帯全員の住民票（本籍続柄入）</li> <li>亡くなった人と請求者の関係がわかる戸籍謄本</li> <li>請求者の通帳と認印</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	国民年金のみを受給していた	死亡届と未支給年金の請求手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>別世帯、別住所の場合は生計維持または同一証明書</li> <li>※加入中の場合は以下も必要</li> <li>死亡診断書の写し又は死亡届の記載事項証明書（加入中の場合）</li> <li>請求者の所得証明書又は非課税証明書（加入中の場合）</li> </ul>	
	厚生年金や共済年金も受給していた		天王寺年金事務所または各共済年金へお問い合わせください。	
<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証を持っていた	被保険者証の返還及び保険料精算の手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険被保険者証</li> <li>介護保険負担限度額認定証（認定を受けていた人）</li> <li>相続人名義の通帳と印鑑</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	障がい者手帳を持っていた	手帳を返還してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者手帳</li> <li>届出者の印鑑</li> </ul>	高齢障がい福祉課 【庁舎1階東②】
	補助または手当を受けていた	手当の喪失手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療証</li> <li>請求者の通帳</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	重度障がい者医療を受給していた	資格の喪失手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療証</li> <li>届出者の印鑑</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	自立支援医療を受給していた		<ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援医療受給者証</li> <li>届出者の印鑑</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	児童手当等を受けていた	受給者の変更手続きをしてください。	児童手当を受ける人の <ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者証</li> <li>通帳</li> <li>印鑑</li> <li>直近の所得証明（河南町にある場合は不要）</li> </ul>	こども1ばん課 【庁舎1階西⑥】

（裏面もご覧ください。）

(裏面)

チェック	手続きが必要な場合	手続き	必要なもの	担当課
<input type="checkbox"/>	児童手当等の対象児童だった	受給の変更手続きをしてください。	・印鑑	こども 1ばん課 【庁舎1階西⑥】
<input type="checkbox"/>	子ども医療費の対象児童だった	受給者証を返還してください。	・受給者証 ・印鑑	
<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療費の対象児童だった			
<input type="checkbox"/>	生活保護を受給していた	富田林子ども家庭センターにお問い合わせください。(0721-25-1131)		
<input type="checkbox"/>	町税の課税対象者だった	相続人代表者を指定してください。	・相続人の印鑑 ※その他必要なものが異なりますので、お問い合わせください。	税 務 課 【庁舎1階東④】
<input type="checkbox"/>	125cc以下のバイク等を持っていた	名義変更または廃車の手続きをしてください。	・ナンバープレート ・手続きをする人の本人確認書類 ・印鑑 ・申告済書	
<input type="checkbox"/>	126cc以上のバイク等を持っていた	大阪運輸支局和泉自動車検査登録事務所(電話 050-5540-2060)へお問い合わせください。		
<input type="checkbox"/>	軽四輪乗用・貨物、250ccを超えるバイクを持っていた	軽自動車検査協会大阪主管事務所和泉支所(電話 050-3816-1842)へお問い合わせください。		
<input type="checkbox"/>	水道の使用名義人または水道料金の口座名義人だった	名義変更等の手続きをしてください。	特になし ※口座引き落としの場合は、口座変更書類を金融機関に提出	上下水道課 【庁舎2階西⑤】
<input type="checkbox"/>	し尿汲み取りの使用名義人だった	名義変更等の手続きをしてください。	特になし	住民生活課 【庁舎1階東①】
<input type="checkbox"/>	犬の飼い主だった	所有者変更の手続きをしてください。		
<input type="checkbox"/>	農地を所有していた	名義変更等の手続きをしてください。	必要な手続き・書類はお問い合わせください。	農業委員会 事務局 【庁舎2階西側】
<input type="checkbox"/>	森林の土地を所有していた			環境・まちづくり 推進課 【庁舎2階西側】

【亡くなった人の住民票が河南町にない場合】

亡くなった人の住民票がある市区町村に必要な手続きをお問い合わせください(死亡届提出後、河南町から亡くなった人の住民票のある市区町村に死亡届提出の連絡を郵送でします。その市区町村で事務処理後、手続きが可能になります。死亡届を提出してからは1週間~10日程度かかります)。

【河南町が本籍地でない場合】

亡くなったことが戸籍に載るまで1~2週間程度かかります(死亡届提出後、河南町から亡くなった人の戸籍がある市区町村に死亡届を郵送し、その市区町村で戸籍に死亡情報が書かれます)。

亡くなったことが載った戸籍が必要な場合は、本籍地の市区町村に亡くなった人の死亡情報が載ったことを確認してから請求してください。※戸籍は本籍地でしか発行されません。

※その他、不明な点がございましたら、お問い合わせください。

各手続きには時間がかかる場合がありますので、余裕を持って早めに来庁してください。

河南町役場 住民生活課 住民窓口係 TEL0721-93-2500(代表)

〒585-8585 大阪府南河内郡河南町大字白木1359番地の6

役場窓口業務は月曜日~金曜日(祝日と12/29~1/3の年末年始を除く) 午前9時~午後5時30分まで